

事 務 連 絡

2021年7月8日

関 係 各 位

一般社団法人室苦植物検疫協会

「シャインマスカット」の輸入差止めの申立ての受理について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。毎度格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、一般社団法人全国植物検疫協会を通じ、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の代理人から通知がありましたので、お知らせ致します。詳細につきましては、添付文書または、一般社団法人全国植物検疫協会ホームページ（下記 URL）にてご確認下さい。

https://www.zenshoku-kyo.or.jp/publics/index/46/detail=1/b_id=149/r_id=391#block149-391

敬具

通 知 書

2021年7月6日

関係団体各位

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3丁目3番2号

新霞が関ビルディング3階

CLS日比谷東京法律事務所

TEL: 03-5251-5888

FAX: 03-5251-5889

E-mail: n.takahashi@shin-law-office.com

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

代理人 弁護士 高橋 信 慶



【件名】 「シャインマスカット」の輸入差止めの申立ての受理について

- 1 当職は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」といいます。）の代理人弁護士です。
- 2 農研機構は、ブドウ属（Vitis L.）の品種名「シャインマスカット」について、2006年3月9日に日本の農林水産大臣により品種登録を受け、現在も日本において育成者権を有している権利者です。
日本の税関は、2021年5月10日、農研機構による「シャインマスカット」の輸入差止めの申立てを受理しました。
これにより、韓国等外国から「シャインマスカット」の果実を日本に輸入した場合には、日本の税関による輸入差止めの対象となります。
- 3 本通知書は、農産物の輸入に関係すると思料される関係団体等に対し、韓国等外国から「シャインマスカット」の果実の輸入について注意喚起することを目的として送付させていただくものです。今後、韓国等外国からの「シャインマスカット」の果実の輸入を控えるよう関係団体の会員等に周知していただくようお願い申し上げます。
- 4 なお、本書面に関する問い合わせにつきましては、電話又は E-mail によりお願いいたします。

以上です。